

令和4年2月18日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第 63 回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和4年2月18日（金）20：30～20：50

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、
関係課長 計24名

内 容：以下のとおり

1. 県内の患者発生状況等について

（1）県内の患者発生状況等について

健康福祉部（健康福祉部長）

①県内の患者発生状況について説明

【資料1】

- ・1月以降の感染状況ということになっております。1月16日に118人、1月25日までは連続して100人を超えておりましたが、1月26日以降は、2桁の人数で推移しています。
- ・現在は、1月中旬のような急激な感染拡大はおさまっており、今週については、2月13日から16日までは、60人から70人、17日は51人で推移しております。
- ・まん延防止等重点措置が適用された1月27日の発表分から本日発表分まで、25件のクラスターが確認されており、このうちの約7割の17件が、児童福祉施設、社会福祉施設、学校関係で発生しております。
- ・家庭などからのこれらの施設への持ち込みと、それら施設等での広がり、また、家庭に持ち帰られ、地域での広がりにつながるケースもあります。したがって、家庭における基本的な感染防止対策が重要となっています。オミクロン株は感染力が強く、感染の広がりも早いことから、早期発見が大切であり、日々の体調管理をしっかり行っていくとともに、体調に異常があった場合は早期受診が重要です。

- ・医療提供体制としまして、最大で368床を確保しており、現在、速やかに患者の受け入れができる即応病床を、現在、321床まで増やしています。
- ・17日時点での入院患者は79人で、病床使用率は、確保病床で21.5%、即応病床で24.6%となっております。この入院患者の他、グラフの下になりますが、17日時点での入院等の調整が終わった方が66人、調整中の方が42人となっております。
- ・現在は、必要な入院治療ができる医療提供体制を確保するため、病床確保計画上の第5段階の運用として、保健所・県広域入院調整本部のメディカルチェックによる入院等の調整を実施しているところです。軽症で重症化のリスクのない方は宿泊療養または自宅療養としており、17日時点で、宿泊療養は30人、自宅療養は454人となっております。
- ・現在、保健所においては、積極的疫学調査等を全力で進めており、行動履歴の把握、接触者の特定、検査の実施を確実に進めるよう、体制の強化を図っております。
- ・各保健所における積極的疫学調査体制の確保、また、入院等の療養の調整、自宅療養者が安心して療養できるよう健康観察、生活支援を行う体制の確保のため、健康福祉部から専門職を、全庁応援として事務職を応援派遣するとともに、関係自治体からも保健師の派遣をいただき、各保健所の体制を強化しております。
- ・今後も必要に応じた対応を迅速かつ柔軟に行ってまいります。

防災部（防災危機管理課長）

②全国の感染状況について

【資料2】

③「感染状況のレベル」について

【資料3】

2. 島根県の対応について

（1）島根県の対応について

防災部（防災危機管理課長）

①島根県の対応（案）について

【資料4】

商工労働部（商工労働部長）

②飲食店等への営業時間短縮要請協力金の支給について【資料5】

③「再発見！あなたのしまねキャンペーン」の一部再開及び

防災部（防災危機管理課長）

④まん延防止等重点措置の適用により休館していた県立施設の
再開について

【資料 7】

3. 知事指示事項

島根県に適用されていた、まん延防止等重点措置について、当初の予定どおり、令和4年2月20日をもって終了することが、政府において決定されました。これを受け、県内と全国の状況、政府の基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者の皆様へ、「島根県の対応」に基づいて、お願いをさせていただきます。要請の期間は、令和4年2月21日から当面の間とします。

なお、まん延防止等重点措置の終了は、本日を含め、まだ3日間ございます。20日（日）までは、これまで同様、混雑した場所等への外出自粛や、飲食店等の営業時間の短縮等を、引き続き、よろしくお願いします。

特に、お願いしたい事項について絞って申し上げます。

1. 引き続き、都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えていただくようお願いします。

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はありませんが、「三つの密」の回避を含めた基本的な感染防止対策を徹底していただくよう、お願いします。

また、感染拡大地域に在住している基礎疾患を有する島根県出身者等が、島根県が実施する一時帰県支援制度を利用するために移動することは差し支えありません。

県外出張などについては、行き先の都道府県の感染状況を十分確認の上、延期の検討や、リモートでの代替を事業所等において再度、検討し、やむを得ないものに限ってください。

県外から人を招くこととなる仕事についても同様に、延期の検討や、リモートでの代替を再度、検討し、やむを得ないものに限ってください。

2. 飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、

- (1) 飲食の際の人数を、4人以下としてください。
- (2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間以内としてください。
- (3) 県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えていただくようお願いします。ただし、鳥取県(全域)と、生活圏域(通勤、買い物等)に属する広島県・山口県の一部の地域の方々との飲食については、県内同じ扱いとし、控えていただく必要はありません。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保してください。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直していきたいと考えています。

3. 風邪症状と油断して、感染確認が遅れることで、感染を拡げている事例が多く見受けられます。

感染の収束に向けては、早期発見が大事になってまいりますので、日々の体調管理を徹底し、微熱や鼻水だけといった軽い症状であっても、仕事や学校などを休み、すみやかに、かかりつけ医、又は「健康相談コールセンター」に連絡の上、医療機関等を受診することを徹底してください。

4. 新型コロナウイルスワクチンは、オミクロン株に対しても、追加接種により、重症化予防や発症予防の効果が期待できるとされています。各市町村におかれては、希望する全ての県民が、早期に追加接種を受けられるよう、体制の確保に取り組んでいただくよう、お願いします。

また、ワクチンを接種できる県民の方、特に18歳以上で2回の接種を終えている方は、ワクチンの種類に関わらず、追加接種を検討してください。

5. 県内では、児童福祉施設等で、感染が確認されている状況です。保育所等では、年齢の関係で子どもさんの感染対策の徹底が難しいことなどから、感染拡大のリスクが高く、その拡大防止のためには、保育所等における感染防止対策等を徹底することが極めて重要であると考えています。

このため、保育所等に新型コロナ感染症を持ち込まないよう、ワクチンの追加接種にあたっては、今後、各市町村で対応可能な範囲内で、保育士等を特に優先していただくよう、県内の全ての市町村に依頼したところです。

また、保育所等でのマスクの着用については、オミクロン株の特性を踏ま

えた感染対策として、国において、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される子どもについては、一定の留意事項を踏まえた上で、可能な範囲内で、マスクの着用をすすめることとされております。

島根県においても、保育所等や保護者の皆様方には、感染拡大の防止の観点から、マスクの着用について、ご理解をいただきたいと考えております。

6. 昨日（１７日）、お伝えしたとおり、飲食店等への営業時間の短縮等の要請は、２０日（日）をもって終了します。

要請に協力いただいた店舗におかれましては、翌日２１日（月）から協力の申請受付を開始しますので、申請期限の３月２２日（火）までに、漏れなく申請していただきますようお願いいたします。

また、先ほど説明のあったとおり、休館していた「しまね海洋館アクアス」など６つの県立施設を、２１日（月）から再開します。

商工労働部から説明のあった、「再発見！あなたのしまねキャンペーン」についても、島根県民の島根県内の施設利用に限って２１日（月）から再開します。

県としましては、引き続き、県民の皆様の命と生活、そして県内の事業者を守るため、国や他の都道府県、市町村、医療機関等と緊密に連携しながら、感染拡大防止と、医療提供体制の確保に全力で取り組んでまいります。

同時に、ワクチンの追加接種の円滑な推進、傷んだ地域経済の回復にも、取り組んでまいりますので、引き続き、県民の皆様、事業者の皆様の格別のご理解とご協力をよろしくお願いします。

第 63 回島根県対策本部会議

日時:令和 4 年 2 月 1 8 日 (金) 20 : 30～

場所:県庁 6 階 講堂

1. 県内の患者発生状況等について

2. 島根県の対応について

3. 知事指示事項

(配付資料)

(資料 1) 県内の患者発生状況等について

【健康福祉部】

(資料 2) 全国の感染状況について

【防災部】

(資料 3) 「感染状況のレベル」

【防災部】

(資料 4) 島根県の対応 (案)

【防災部】

(資料 5) 飲食店等への営業時間短縮要請協力金の支給について

【商工労働部】

(資料 6) 「再発見！あなたのしまねキャンペーン」の一部再開及び県外からの

観光誘客施策の停止継続について【商工労働部】

(資料 7) まん延防止等重点措置終了後の県立施設の対応

【防災部】

資料 1

新型コロナウイルス感染症の状況について

令和2年4月に県内で初めて感染者が確認されてから令和4年2月17日までに、計5,551人の感染が確認されました。

1月は2,515人、2月は17日までに1,275人の感染が確認されています。

1. 令和4年1月の陽性患者の発生状況（2月17日確認分まで）

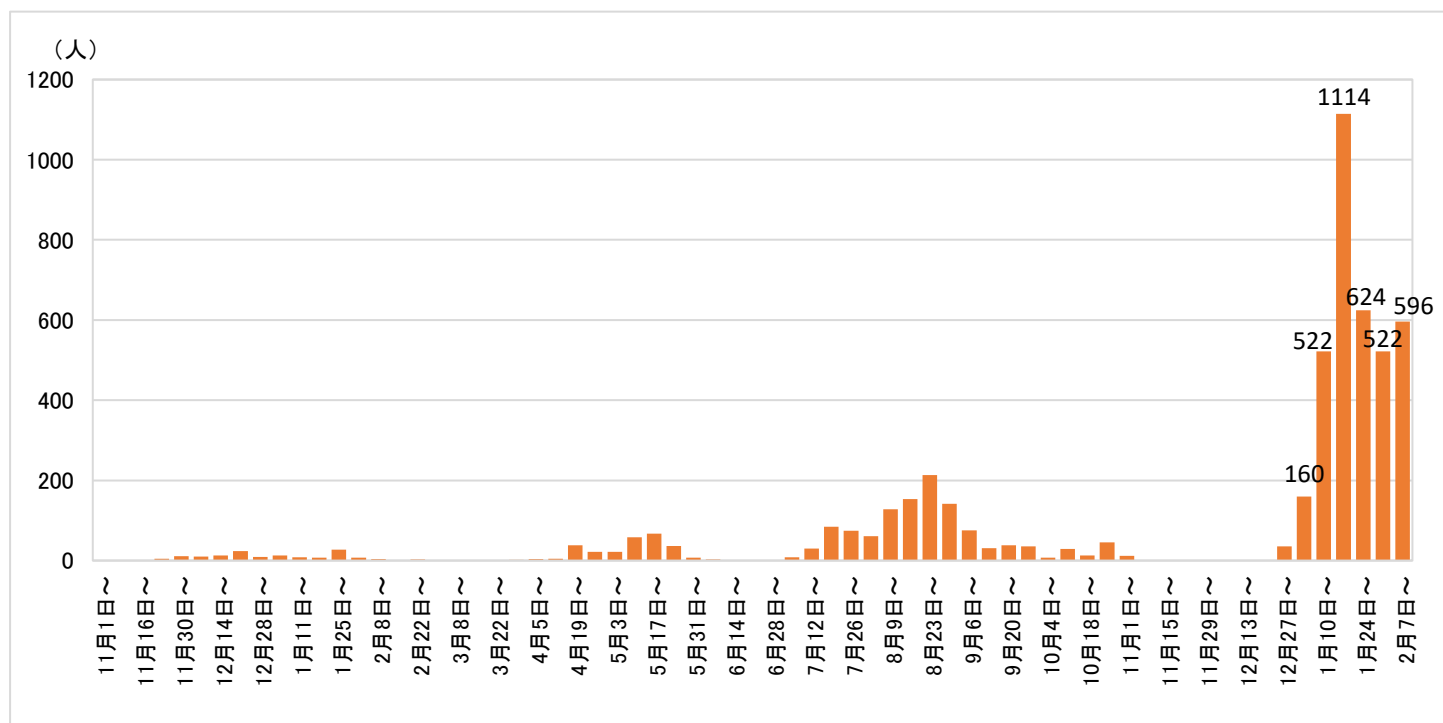
陽性判明日	陽性者数	居住地別内訳
1月1日	4 人	雲南市 4 人
1月2日	3 人	出雲市 2 人、雲南市 1 人
1月3日	6 人	松江市 3 人、出雲市 1 人、雲南市 1 人、県外 1 人
1月4日	6 人	出雲市 3 人、大田市 1 人、西ノ島町 1 人、県外 1 人
1月5日	20 人	松江市 6 人、浜田市 2 人、出雲市 4 人、益田市 1 人、大田市 2 人、安来市 1 人、川本町 1 人、西ノ島町 1 人、隠岐の島町 1 人、県外 1 人
1月6日	22 人	松江市 6 人、浜田市 1 人、出雲市 7 人、雲南市 1 人、津和野町 1 人、西ノ島町 4 人、県外 2 人
1月7日	40 人	松江市 19 人、浜田市 7 人、出雲市 8 人、安来市 1 人、江津市 1 人、県外 4 人
1月8日	35 人	松江市 10 人、浜田市 6 人、出雲市 14 人、益田市 1 人、県外 4 人
1月9日	31 人	松江市 5 人、浜田市 12 人、出雲市 8 人、益田市 2 人、津和野町 1 人、西ノ島町 3 人
1月10日	36 人	松江市 5 人、浜田市 11 人、出雲市 13 人、益田市 1 人、安来市 1 人、江津市 4 人、県外 1 人
1月11日	34 人	松江市 7 人、浜田市 6 人、出雲市 7 人、益田市 3 人、江津市 2 人、邑南町 6 人、津和野町 1 人、西ノ島町 1 人、県外 1 人
1月12日	101 人	松江市 7 人、浜田市 29 人、出雲市 13 人、益田市 14 人、江津市 10 人、邑南町 23 人、津和野町 1 人、県外 4 人
1月13日	67 人	松江市 9 人、浜田市 17 人、出雲市 17 人、益田市 6 人、大田市 1 人、安来市 1 人、江津市 1 人、雲南市 1 人、奥出雲町 2 人、邑南町 8 人、隠岐の島町 2 人、県外 2 人
1月14日	81 人	松江市 6 人、浜田市 19 人、出雲市 20 人、益田市 12 人、江津市 11 人、奥出雲町 2 人、邑南町 11 人
1月15日	85 人	松江市 6 人、浜田市 23 人、出雲市 33 人、益田市 7 人、江津市 4 人、邑南町 9 人、県外 3 人
1月16日	118 人	松江市 12 人、浜田市 26 人、出雲市 24 人、益田市 4 人、江津市 39 人、雲南市 1 人、奥出雲町 1 人、邑南町 9 人、県外 2 人

1月17日	160 人	松江市27人、浜田市29人、出雲市50人、益田市32人、大田市2人、安来市1人、江津市3人、邑南町12人、津和野町1人、県外3人
1月18日	174 人	松江市25人、浜田市47人、出雲市47人、益田市17人、大田市4人、安来市3人、江津市17人、川本町1人、邑南町7人、津和野町2人、海士町1人、県外3人
1月19日	164 人	松江市20人、浜田市50人、出雲市34人、益田市14人、大田市28人、安来市1人、江津市4人、雲南市1人、川本町1人、美郷町1人、邑南町6人、県外4人
1月20日	190 人	松江市24人、浜田市32人、出雲市73人、益田市16人、大田市14人、安来市2人、江津市18人、雲南市1人、川本町1人、美郷町3人、邑南町4人、津和野町1人、県外1人
1月21日	158 人	松江市35人、浜田市29人、出雲市37人、益田市21人、大田市16人、安来市4人、江津市4人、川本町3人、美郷町3人、邑南町3人、吉賀町1人、県外2人
1月22日	150 人	松江市29人、浜田市23人、出雲市48人、益田市7人、大田市17人、安来市5人、江津市3人、雲南市4人、川本町11人、美郷町1人、県外2人
1月23日	118 人	松江市24人、浜田市25人、出雲市35人、益田市12人、大田市7人、安来市3人、江津市2人、雲南市2人、川本町2人、美郷町1人、邑南町4人、県外1人
1月24日	129 人	松江市34人、浜田市12人、出雲市38人、益田市12人、大田市9人、安来市4人、江津市7人、川本町3人、美郷町1人、邑南町7人、吉賀町1人、県外1人
1月25日	133 人	松江市36人、浜田市11人、出雲市29人、益田市17人、大田市10人、安来市11人、江津市5人、雲南市1人、飯南町1人、川本町7人、邑南町3人、県外2人
1月26日	96 人	松江市25人、浜田市19人、出雲市21人、益田市10人、大田市6人、安来市1人、江津市2人、川本町3人、邑南町1人、吉賀町4人、県外4人
1月27日	81 人	松江市22人、浜田市12人、出雲市23人、益田市2人、大田市4人、安来市4人、江津市1人、邑南町6人、吉賀町5人、県外2人
1月28日	68 人	松江市19人、浜田市13人、出雲市17人、益田市4人、大田市4人、安来市4人、江津市2人、雲南市1人、川本町2人、邑南町2人
1月29日	55 人	松江市19人、浜田市5人、出雲市16人、益田市7人、大田市5人、安来市1人、江津市2人
1月30日	62 人	松江市16人、浜田市10人、出雲市12人、益田市5人、大田市4人、安来市7人、雲南市1人、邑南町5人、吉賀町1人、県外1人
1月31日	88 人	松江市21人、浜田市18人、出雲市15人、益田市10人、大田市5人、安来市12人、江津市1人、雲南市4人、川本町1人、邑南町1人
1月計	2,515 人	

2月1日	99 人	松江市22人、浜田市14人、出雲市32人、益田市7人、大田市11人、安来市2人、雲南市2人、川本町1人、美郷町2人、邑南町2人、県外4人
2月2日	89 人	松江市31人、浜田市14人、出雲市21人、益田市3人、大田市4人、安来市6人、江津市2人、雲南市1人、邑南町1人、県外6人
2月3日	73 人	松江市32人、浜田市7人、出雲市11人、益田市8人、大田市1人、安来市4人、江津市9人、県外1人
2月4日	53 人	松江市24人、浜田市3人、出雲市7人、益田市3人、大田市3人、安来市3人、江津市6人、県外4人
2月5日	56 人	松江市24人、浜田市12人、出雲市9人、大田市2人、安来市3人、江津市2人、雲南市1人、奥出雲町1人、県外2人
2月6日	64 人	松江市27人、浜田市10人、出雲市14人、大田市6人、安来市1人、江津市1人、奥出雲町3人、県外2人
2月7日	81 人	松江市34人、浜田市6人、出雲市22人、益田市7人、大田市3人、安来市5人、江津市1人、奥出雲町1人、県外2人
2月8日	99 人	松江市46人、浜田市7人、出雲市21人、益田市9人、大田市5人、安来市3人、江津市2人、奥出雲町1人、津和野町1人、県外4人
2月9日	96 人	松江市39人、浜田市4人、出雲市28人、益田市10人、大田市1人、安来市7人、江津市5人、雲南市1人、県外1人
2月10日	89 人	松江市36人、浜田市6人、出雲市26人、益田市2人、大田市1人、安来市13人、江津市1人、雲南市1人、奥出雲町1人、県外2人
2月11日	62 人	松江市24人、浜田市3人、出雲市15人、益田市1人、大田市2人、安来市12人、江津市1人、雲南市2人、飯南町1人、県外1人
2月12日	98 人	松江市46人、浜田市2人、出雲市23人、益田市4人、安来市17人、江津市2人、雲南市3人、飯南町1人
2月13日	71 人	松江市23人、浜田市1人、出雲市27人、益田市2人、大田市2人、安来市12人、江津市1人、雲南市1人、奥出雲町1人、美郷町1人
2月14日	65 人	松江市27人、浜田市3人、出雲市16人、益田市5人、大田市6人、安来市3人、雲南市1人、川本町1人、美郷町1人、邑南町2人
2月15日	63 人	松江市27人、浜田市8人、出雲市9人、益田市8人、大田市1人、安来市6人、雲南市1人、美郷町1人、邑南町2人
2月16日	66 人	松江市19人、浜田市8人、出雲市13人、益田市8人、大田市5人、安来市4人、江津市1人、奥出雲町3人、邑南町3人、海士町1人、県外1人

2月17日	51 人	松江市 26 人、浜田市 8 人、出雲市 6 人、益田市 3 人、安来市 2 人、邑南町 3 人、隠岐の島町 2 人、県外 1 人
2月17日までの計	1,275 人	

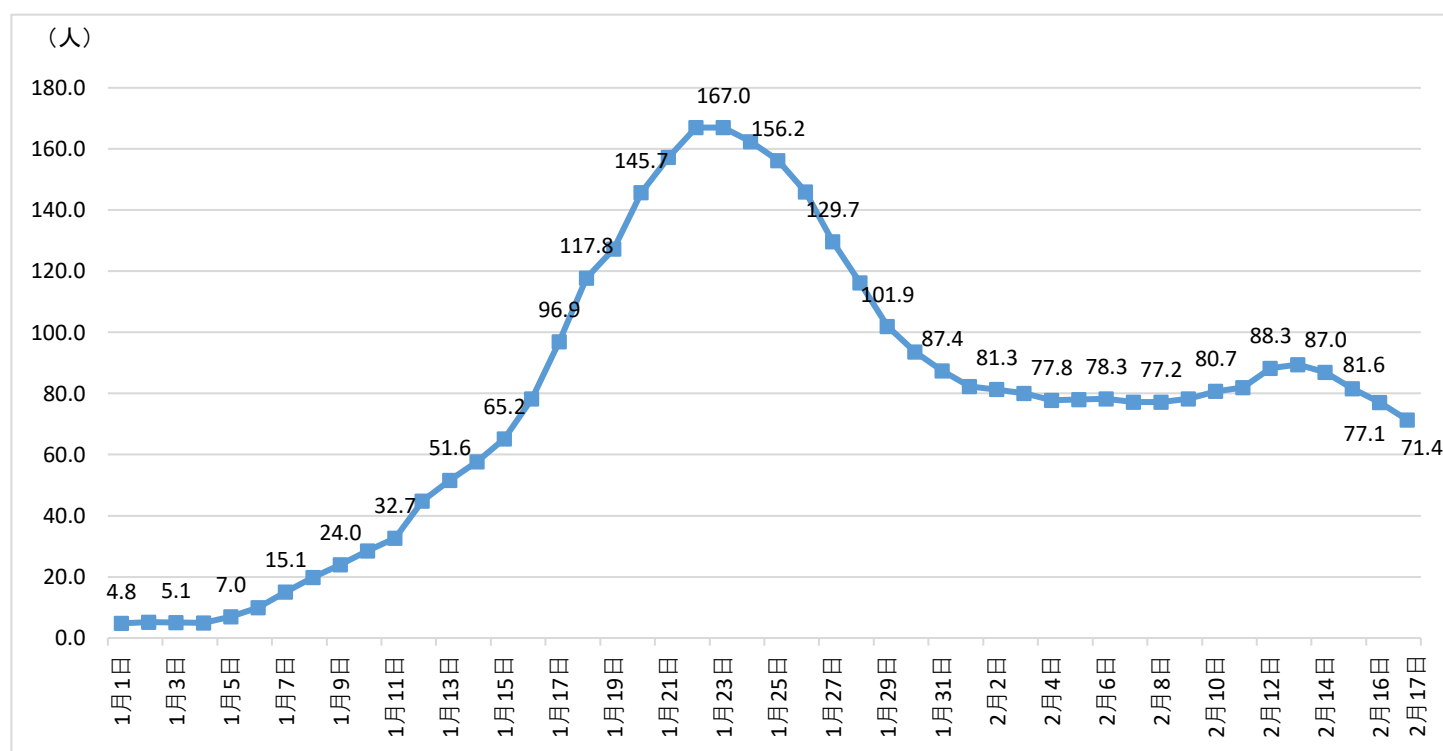
2. 令和2年11月以降の陽性患者の発生状況（週単位：令和4年2月13日確認分まで）



※上記日付は週単位（月曜日～日曜日）の集計

※直近は2/7～2/13までの集計（実績：596人）

3. 令和4年1月以降の直近1週間の感染者数（人口10万人対・2月17日確認分まで）



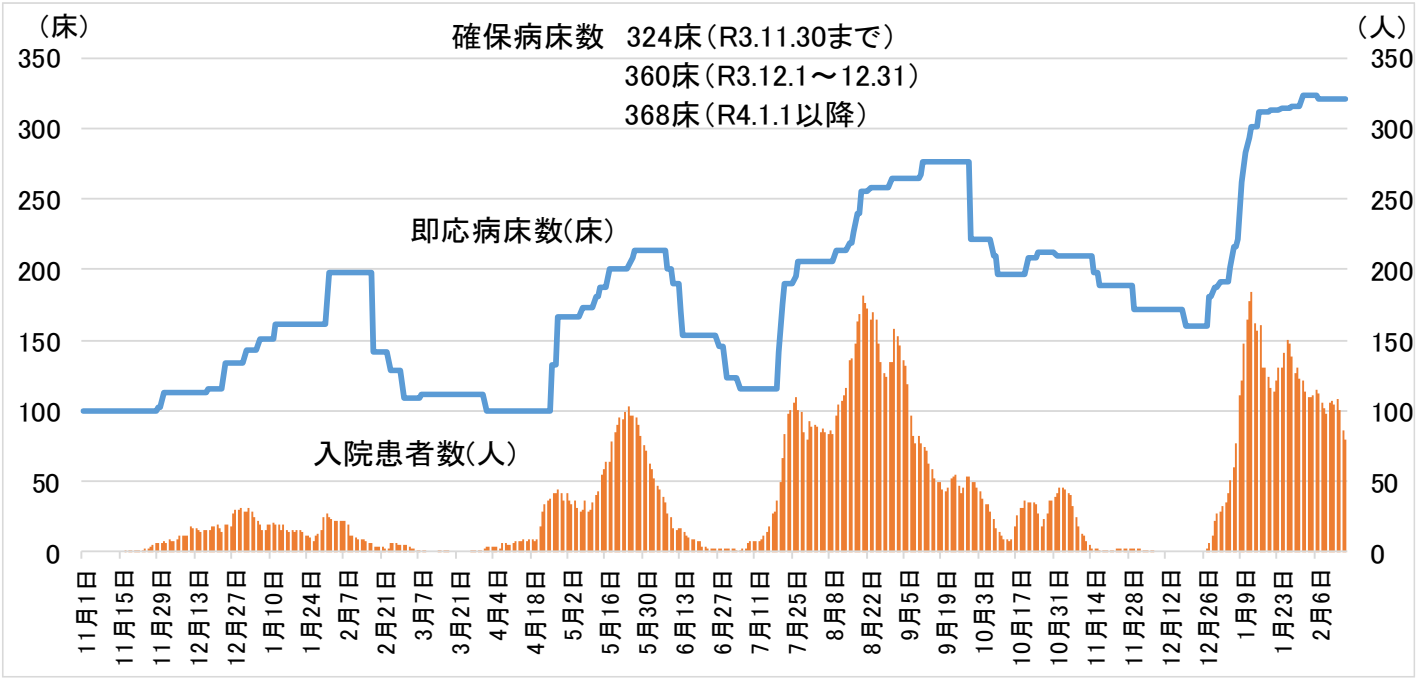
4. 病床確保状況及び使用率（2月17日時点）

確保病床数（A）		病床使用率	
	即応病床（B）	確保病床（C／A）	即応病床（C／B）
368床	321床	21.5%	24.6%

入院患者数（C）				
	重症	中等症	軽症	無症状
79人	0人	27人	32人	19人

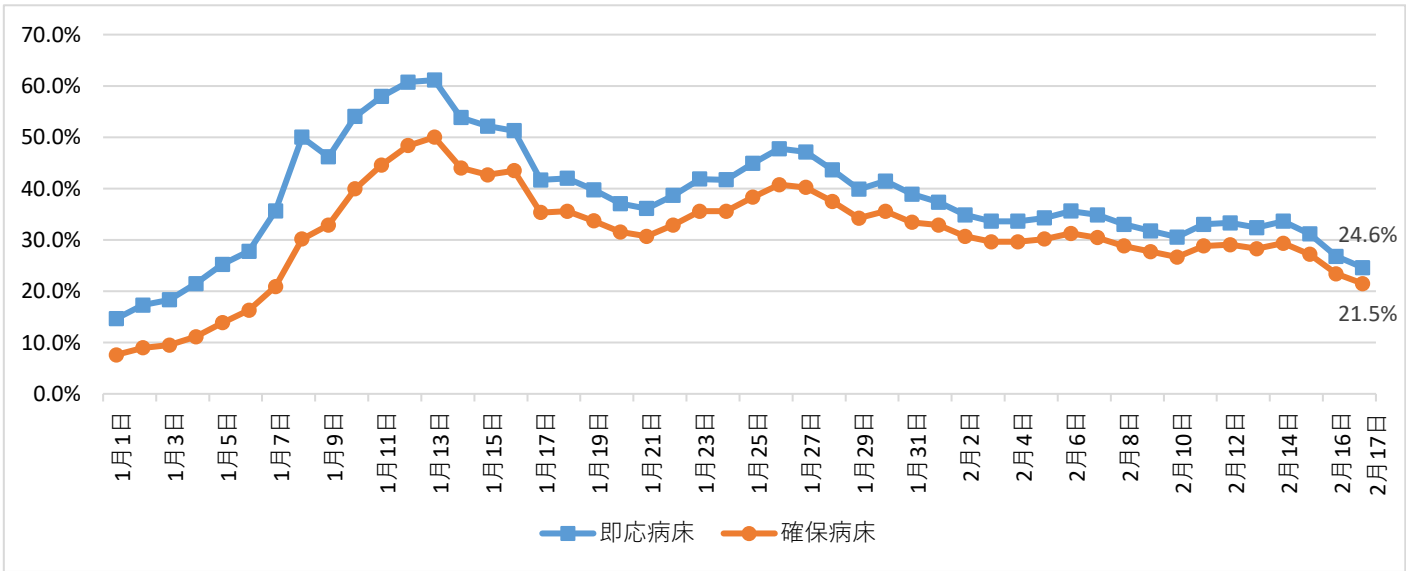
※入院患者数の内訳は症状調査中の場合もあるため、入院患者数と一致しない場合がある

（令和2年11月以降の日別状況）



- ・入院調整済（入院等予定者） 66人
- ・調整中 42人

5. 令和4年1月以降の病床使用率（2月17日時点まで）



6. 軽症者等の療養（2月17日時点）

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として4施設143室を確保

- ・しまね宿泊療養施設（松江市・80室）
- ・島根県立青少年の家「サン・レイク」（出雲市・33室）
- ・島根県立少年自然の家（江津市・20室）
- ・ホテル海音里（隠岐の島町・10室）

宿泊療養者数 30人

自宅療養者数 454人

令和4年2月18日10:00時点

都道府県別確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	都道府県	人口数		新規感染者数		参考 1月31日～2月6日	増減
		人口数（千人）	10万人換算	2月7日～2月13日の 1週間累計（人）	人口10万人あたり （人）	人口10万人あたり （人）	
1	大阪	8,809	88.09	91,626	1,040.14	999.64	↑ 40.50
2	東京	13,921	139.21	110,001	790.18	911.42	-121.24
3	兵庫	5,466	54.66	36,601	669.61	668.48	↑ 1.13
4	京都	2,583	25.83	16,352	633.06	678.44	-45.37
5	神奈川	9,198	91.98	55,378	602.07	605.27	-3.21
6	福岡	5,104	51.04	30,054	588.83	634.58	-45.75
7	奈良	1,330	13.30	7,672	576.84	488.57	↑ 88.27
8	千葉	6,259	62.59	34,816	556.25	491.53	↑ 64.72
9	埼玉	7,350	73.50	38,196	519.67	500.54	↑ 19.13
10	愛知	7,552	75.52	38,784	513.56	509.23	↑ 4.33
11	滋賀	1,414	14.14	6,950	491.51	413.44	↑ 78.08
12	北海道	5,250	52.50	22,925	436.67	444.84	-8.17
13	佐賀	815	8.15	3,106	381.10	426.26	-45.15
14	和歌山	925	9.25	3,368	364.11	368.65	-4.54
15	茨城	2,860	28.60	10,327	361.08	309.30	↑ 51.78
16	静岡	3,644	36.44	11,704	321.19	290.50	↑ 30.68
17	岡山	1,890	18.90	5,975	316.14	404.92	-88.78
18	熊本	1,748	17.48	5,388	308.24	350.46	-42.22
19	岐阜	1,987	19.87	6,069	305.44	304.23	↑ 1.21
20	群馬	1,942	19.42	5,361	276.06	363.29	-87.23
21	沖縄	1,453	14.53	3,917	269.58	305.71	-36.13
22	三重	1,781	17.81	4,721	265.08	285.63	-20.55
23	栃木	1,934	19.34	4,836	250.05	297.41	-47.36
24	大分	1,135	11.35	2,824	248.81	265.73	-16.92
25	高知	698	6.98	1,734	248.42	218.77	↑ 29.66
26	石川	1,138	11.38	2,815	247.36	303.51	-56.15
27	鹿児島	1,602	16.02	3,865	241.26	263.67	-22.41
28	広島	2,804	28.04	6,692	238.66	292.01	-53.35
29	香川	956	9.56	2,268	237.24	241.95	-4.71
30	富山	1,044	10.44	2,371	227.11	186.69	↑ 40.42
31	青森	1,246	12.46	2,751	220.79	212.76	↑ 8.03
32	長崎	1,327	13.27	2,757	207.76	269.48	-61.72
33	宮城	2,306	23.06	4,765	206.63	187.73	↑ 18.91
34	福井	768	7.68	1,556	202.60	190.10	↑ 12.50
35	山梨	811	8.11	1,543	190.26	269.05	-78.79
36	長野	2,049	20.49	3,638	177.55	198.68	-21.13
37	徳島	728	7.28	1,274	175.00	164.29	↑ 10.71
38	宮崎	1,073	10.73	1,784	166.26	226.47	-60.21
39	福島	1,846	18.46	2,916	157.96	191.12	-33.15
40	新潟	2,223	22.23	3,225	145.07	148.63	-3.55
41	山口	1,358	13.58	1,949	143.52	163.48	-19.96
42	秋田	966	9.66	1,275	131.99	135.09	-3.11
43	山形	1,078	10.78	1,398	129.68	171.06	-41.37
44	愛媛	1,339	13.39	1,490	111.28	141.00	-29.72
45	岩手	1,227	12.27	1,130	92.09	83.46	↑ 8.64
46	鳥取	556	5.56	505	90.83	154.86	-64.03
47	島根	674	6.74	587	87.09	77.45	↑ 9.64

まん延防止等重点措置適用中の都道府県（2/21～3/6）

【出典】

人口数：人口推計 第4表 都道府県，男女別人口及び人口性比―総人口，日本人人口（2019年10月1日現在）

感染者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（2月14日）

令和 4 年 2 月 18 日 10 : 00 時点
(2 月 11 日～2 月 17 日)

令和 3 年 11 月 8 日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「新たなレベル分類の考え方」

レベル	状況	目安 ※ □ 内は第 60 回本部会議時（まん防要請時）	従来の分類 (ステージ)
レベル 0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	—	I
レベル 1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	—	II
レベル 2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	・ 確保病床の使用率 20%以上 (最大確保病床数 <u>368</u> 床 使用状況 <u>79</u> 床〔121 床〕) (2/18 10 時現在 <u>21.5%</u>〔32.9%〕) ・ 直近 1 週間の人口 10 万人あたりの新規陽性者数が 15 人以上 (2/18 10 時現在 <u>71.36</u> 人/10 万人/週) 注 1 〔167.02 人/10 万人/週〕	III
レベル 3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない状況	・ 病床使用率 50%超 重症病床使用率 50%超 (2/18 10 時現在 <u>21.5%</u> 0/28 床 <u>0.0%</u>) ・ 予測ツールや様々な指標に基づき、「3 週間後に必要とされる病床数」が最大確保病床数に到達した場合 注 2	(III の最終局面)
レベル 4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況	—	IV

・ 各レベルの適用については、感染状況や医療ひっ迫の状況等を考慮し、新規陽性者数、今週先週比、入院率等の参考指標を用いて、総合的に判断する。

注 1 保健所のひっ迫も考慮し、病床使用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定

注 2 政府分科会の目安に準拠

令和3年4月15日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」

令和4年2月18日10:00時点
(2月11日～2月17日)

指標	医療提供体制の負荷			感染の状況			監視体制（参考）
	①病床のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③PCR 陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路 不明割合	直近 1 週間と 先週 1 週間比較
	入院医療 注1	重症者用病床					
県の状況 【2/18 10:00 時点】	・確保病床の使用率 <u>21.5%</u> 〔32.9%〕 ・入院率 <u>11.8%</u> 〔9.1%〕	・確保病床の使用率 <u>0.0%</u> 〔3.6%〕	人口 10 万人当たりの 全療養者数 <u>100.60 人</u> 〔200.00 人〕	<u>10.6%</u>注2 〔8.5%〕	<u>71.36 人</u> /10 万人/週 〔167.02 人 /10 万人/週〕	<u>22.6%</u> 〔17.5%〕	<u>0.88</u> 〔2.6〕
※〔〕内は、 第 60 回本部会議時 (まん防要請決定時)	・最大確保病床数 368 床 ・使用状況 79 床 〔121 床〕	・最大確保病床 数 28 床 ・使用状況 0 床 〔1 床〕	全療養者 671 人 (入院者 79 人) (宿泊療養者 30 人) (自宅療養者 454 人) (入院等予定者 66 人) (入院等調整中 42 人)	2/7～2/13 596 人 /5,623 件	2/11～2/17 476 人	2/10～2/16 116 人/514 人	【2/ 4～2/10】 538 人 【2/11～2/17】 476 人

注1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）」について（6指標）」より引用。

注2 県のPCR陽性率は、PCR検査・抗原検査等の総数を使用。

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

政府において、本県の感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について、分析・評価を行い、本県に適用されているまん延防止等重点措置を令和4年2月20日をもって終了することが決定された。

これを受け、県内と全国の状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請する。

要請の期間は、令和4年2月21日から当面の間とする。

1. 都道府県をまたぐ移動

都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること。

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はないが、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること。

また、感染拡大地域に在住している基礎疾患を有する島根県出身者等が、島根県が実施する一時帰県支援制度を利用するための移動

は差し支えない。

県外出張などについては、行き先の都道府県の感染状況を十分確認の上、延期の検討や、リモートでの代替を事業所等において再度、検討し、やむを得ないものに限ること。

県外から人を招くこととなる仕事についても同様に、延期の検討や、リモートでの代替を再度、検討し、やむを得ないものに限ること。

2. 基本的な感染対策の徹底

職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」
- (5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。

3. 家庭や職場等での健康管理

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診するこ

と。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. 無料検査の受診

感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。なお、この要請については、要請の期間を3月6日までとする。(特措法第24条第9項に基づく要請)

5. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、

- (1) 飲食の際の人数を、4人以下とすること。
- (2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること。
- (3) 県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えること。ただし、鳥取県と、生活圏域（通勤・買い物等）に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控える必要はないこと。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗

等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること。

6. ワクチンの追加接種

新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと。

7. 業種ごとのガイドライン遵守

感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。（特措法第 24 条第 9 項に基づく要請）

8. イベント開催の目安

イベント等については、「島根県の対応（別紙）」に示す要件に沿って開催すること。（特措法第 24 条第 9 項に基づく要請）

9. 接触確認アプリの活用

厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。

10. 事業所での接触低減の取組

事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。

11. 誹謗中傷や差別の防止

感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS 上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと。

島根県の対応（令和４年２月１８日島根県対策本部決定）

【令和４年２月２１日以降のイベント等開催制限の目安について】

- (1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和４年２月１８日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和４年２月１８日付け事務連絡）に基づき、令和４年２月２１日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を１００％とする②それ以外の場合は、人数上限５,０００人又は収容定員５０％のいずれか大きい方かつ収容率の上限を５０％（大声あり）（注１）又は１００％（大声なし）とする。

	①感染防止安全計画を策定（注２）	②その他 （安全計画を策定しないイベント）
人数上限 （注４）	収容定員まで	５,０００人又は収容定員５０％ のいずれか大きい方
収容率 （注４）	１００％ 大声なしの担保が前提	大声なし１００％、大声あり５０％以内 （席がない場合は十分な間隔）

（注１）令和３年１１月１９日付け事務連絡等により、「大声」を「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

（注２）参加人数が５,０００人超かつ収容率５０％超のイベントに適用。様式は別に定める。

（注３）様式は別に定める。

（注４）人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。

- (2) 大規模なイベント等（参加者５,０００人超かつ収容率５０％超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の２週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。
- (3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注３）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から１年間保管すること。
- (4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくや、接触確認アプリ（COCOA）等を活用すること。
- (5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和４年２月１８日付け事務連絡を確認すること。

飲食店等への営業時間短縮要請協力金の支給について

令和 4 年 2 月 1 8 日
商工労働部商工政策課

1. 申請の受付期間

令和 4 年 2 月 2 1 日（月）～ 3 月 2 2 日（火）

2. 申請方法・提出先

電子申請又は郵送で申請書と添付書類を提出

【電子申請の場合】

- ・ 県ホームページに掲載する「申請フォーム」へ入力し、データを添付して提出
- ・ 申請フォームは 2 月 2 1 日（月）掲載予定

【郵送の場合】

「島根県飲食店等時短要請協力金事務局」へ、
レターパックや簡易書留など、郵送物の追跡ができる方法で郵送
(郵送先) 〒690-0006 松江市伊勢宮町 519-1 松江大同生命ビル 2 階

3. 協力金支給までの期間

申請受付後、概ね 1 ヶ月間程度

4. その他

- ・ 飲食店等に対しては、申請様式を郵送（2 月 8 日）
- ・ 県ホームページに申請様式、申請要綱等を掲載（2 月 8 日）

「再発見！あなたのしまねキャンペーン」の一部再開及び

県外からの観光誘客施策の停止継続について

令和 4 年 2 月 1 8 日
商工労働部観光振興課

1. 「再発見！あなたのしまねキャンペーン」（#WeLove 山陰キャンペーン含む）の一部再開

(1) 対象事業

- ① 県内登録宿泊施設の宿泊割引
- ② 旅行会社が実施する旅行商品等（県が認めたものに限る）の割引
- ③ 地域限定クーポン「しまねっこクーポン」の配布
 - ※ ①の島根・鳥取県民対象は「#WeLove 山陰キャンペーン」
 - ※ ②、③は「再発見！あなたのしまねキャンペーン」

(2) 対象者及び内容

対象者	内 容
島根県民	令和4年2月21日（月）宿泊・旅行分から割引等を再開

※鳥取県民、広島県民、山口県民については、引き続き停止

(3) 期 間

令和4年3月10日（木）宿泊・旅行分まで（3/11 チェックアウト分まで）

2. 県外からの観光誘客施策の一時停止の継続

(1) 対象事業

県等が実施する県外からの観光誘客事業（別紙一覧）

(2) 停止期間

当面の間一時停止を継続

県等が実施する県外からの観光誘客施策一覧

商工労働部観光振興課

	誘客地域	事業名	事業内容
1	全国	県外貸切バス助成	(旅行会社向け) 県内への旅行に対しバス代を助成
2	全国	石見美肌旅行商品等造成支援事業 (石見観光振興協議会)	(旅行会社向け) 旅行会社が造成し、石見地域に送客する旅行商品の助成
3	全国	石見スポーツ・文化等合宿支援事業 (石見観光振興協議会)	(団体向け) 石見地域に2泊以上するスポーツ、文化等合宿に対する 宿泊助成
4	全国	教育旅行誘致事業 (島根県観光連盟)	(旅行会社向け) 県内への修学旅行に対しバス代等を助成
5	全国	MICE誘致事業 (島根県観光連盟)	(企業、旅行会社向け) 30名以上の宿泊を伴う企業旅行に対し、お出迎え、 パーティー等の演出、記念品プレゼント
6	全国	萩・石見空港対策事業 (島根県観光連盟)	(旅行会社、レンタカー会社向け) レンタカー助成、旅行会社への販売支援、受注型団体向け 助成
7	首都圏、関西圏	学生旅行の商品造成支援事業 (島根県観光連盟)	(首都圏、関西圏の学生向け) 交通割引(高速バス、JR、航空機)付き宿泊旅行商品
8	関西、山陽、四国 地方	県内交通事業者を活用した旅行商品 造成支援事業 (島根県観光連盟)	(関西、山陽、四国地方からの旅行者向け) 県内の2次交通等割引(高速バス、タクシー、バス、電車 等)付き旅行商品
9	中国、四国地方	旅行会社商品造成支援事業 (島根県観光連盟)	(中国、四国地方からの宿泊者向け) ガソリン券又は高速バス代半額割引付き宿泊旅行商品
10	広島	広島浜田線ワンコインバス事業 (石見観光振興協議会)	(外国人向け) 広島-浜田間の高速バスを片道500円で乗車
11	FDA就航地	FDA就航地からの誘客対策 (島根県観光連盟)	(旅行会社向け) FDA路線を利用した旅行商品の助成

まん延防止等重点措置終了後の県立施設の対応

まん延防止等重点措置の適用に伴い休館していた県立施設について、全ての施設を再開する。

NO.	施設名称	住所地	再開日
1	島根県立しまね海洋館 アクアス	浜田市久代町	2月21日（月）
2	島根県立三瓶自然館 サヒメル	大田市三瓶町多根	
3	三瓶小豆原埋没林公園	大田市三瓶町多根	
4	島根県立宍道湖自然館 ゴビウス	出雲市園町	
5	島根県立古代出雲歴史博物館	出雲市大社町	
6	島根県立石見美術館	益田市有明町	